

提案第7号

行政区の取扱いについて

非常勤特別職としての区長制度は存続する。ただし、公達員制度は廃止する。

区長の職務については、以下のとおりとする。

- 1 区民の意見の取りまとめに関する事
- 2 土木事業促進に関する事
- 3 市行政の連絡事務に関する事
- 4 広報等文書の配布に関する事
- 5 その他市長が必要と認める事

また、区長の報償費及び配布手数料については、合併時に統一する。

なお、区長制度については、地域住民の自主的な組織の活用も視野に入れ、合併後に見直しを図ることとする。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	2 0 行政区の取扱い
調整の内容	<p>非常勤特別職としての区長制度は存続する。ただし、公達員制度は廃止する。</p> <p>区長の職務については、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 区民の意見の取りまとめに関する事2 土木事業促進に関する事3 市行政の連絡事務に関する事4 広報等文書の配布に関する事5 その他市長が必要と認める事 <p>また、区長の報償費及び配布手数料については、合併時に統一する。</p> <p>なお、区長制度については、地域住民の自主的な組織の活用も視野に入れ、合併後に見直しを図ることとする。</p>

【提案理由】

稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町に共通する区長制度を存続させる。稲沢市のみが採用している公達員制度は、廃止するとともに、その職務を区長の職務とする。

なお、区長へは、職務の内容に応じた見直しを行った上で、報償費及び配布手数料を支払うこととする。

【現況】

現況	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
<p>区長制度</p>	<p>稲沢市区長設置に関する規則による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区長（203区） （任期 4月1日から1年間） ・職務内容 区民の意見の取りまとめに関する事 土木事業促進に関する事 市行政の連絡事務に関する事 など ・区長会（年1回） ・報償費 （平等割 51,200円/区） （世帯割 390円/世帯） ・文書配布手数料 配布物 1部 11円 ポスター 1枚 22円 調査取りまとめ 1世帯 22円 	<p>祖父江町区長設置条例による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区長（71区） （任期 4月1日から1年間） ・職務内容 区民の意見に取りまとめに関する事 土木事業協力に関する事 衛生に関する事 住民登録に関する事 災害救助に関する事 町政運営連絡事務に関する事 一般調査に関する事 その他必要な事項 ・区長会（年2回） ・区長報酬 1戸あたり 年額 1,700円 	<p>区長設置に関する条例による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区長（26区） （任期 前期：4月1日から半年間、後期：10月1日から半年間） ・職務内容 区民の意見の取りまとめに関する事 町行政の連絡事務に関する事 全世帯配布事務に関する事 など ・区長会（年2回） ・区長報酬 1戸あたり 年額 1,800円 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤特別職としての区長制度は存続する。 ・区長の職務については、以下のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1 区民の意見の取りまとめに関すること 2 土木事業促進に関すること 3 市行政の連絡事務に関すること

				<p>4 広報等文書の配布に関すること</p> <p>5 その他市長が必要と認めること</p> <p>・ 区長の報償費及び配布手数料については、合併時に統一する。</p>
公達員制度	<p>稲沢市公達員設置規則による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公達員（203区） 行政区に設置（任期 4月1日から1年間） ・ 職務内容 広報等の配布に関すること など ・ 報償費 3,400円/区 ・ 文書配布手数料 配布物 1件9円(広報いなざわ等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政区に、公達員は設置していない。 ・ 区長への配達は、正職員1名、臨時職員1名の計2名の公達員が行っている。 ・ 全世帯への配布は、区長を通じて班長から配布している。 ・ 各戸別の文書についても、公達員が配達している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政区に、公達員は設置していない。 ・ 区長への配達は、臨時職員の配達員が行っている。 ・ 全世帯への配布は、区長を通じて班長から配布している。 ・ 各戸別の文書についても、臨時職員の配達員が配達している。 	<p>公達員制度は廃止する。</p>

【先進事例】

市町村名	合併の期日	行政区の取扱い
静岡県 静岡市 （新設合併）	平成15年4月1日	<p>行政連絡機構については、当面現行のとおりとし、合併後に、町内会・自治会等住民自治組織と協議するものとする。</p> <p>ただし、広報紙の配布等の行政連絡事務については、町内会・自治会等住民自治組織と協議のうえ、合併時までに、新市における取扱いを検討するものとする。</p>
熊本県 あさぎり町 （新設合併）	平成15年4月1日	<p>行政区については、合併までに現町村において統合再編に努め、新町に移行する。</p> <p>なお、新町においても住民にとって身近で、かつ不均衡等が生じないよう行政区の再編を検討する。</p>
愛知県 田原市 （編入合併）	平成15年8月20日	<p>田原町の制度（校区総代制）を適用する。</p>